

令和 5 年度

上越市見本市等出展事業補助金の募集

市では、市内の中小企業者等及び小規模企業者が自社開発した技術・製品の新規販路の開拓を推進するため、見本市等に出品する費用の一部を補助します。

○ 募集期間

令和 5 年 4 月 3 日（月）から予算額に達するまで

※予算額に限りがありますので、申請前にお問い合わせください。

○ 補助対象者

市内で製品や技術の開発又は製品の製造を行う中小企業者等及び小規模企業者の方で、申請時点で納期が到来している市税を全て納付していることが必要です。

○ 補助対象事業等

事業種類	補助対象事業	補助対象経費（注 3）	補助限度額等
一般枠	上越市外（海外を含む）及びオンライン上で開催される見本市（注 2）、展示会、商談会等で、商品見本、カタログ、パネル等の展示を行う事業	物産展を除く見本市等 ▼中小企業者等 ・会場借上料 ・小間料（見本市等の主催者が定める出展料） ▼小規模企業者 上記のほか ・出展小間装飾費 ・製品輸送費 ・旅費	・補助率は過去の利用実績に応じて変わります。 初回：2/3、2 回目：1/2、3 回目：1/3 ・一事業者につき累計 3 回まで利用可能 ※過去の累計回数です。年度をまたいでもりセットされません。 ・1 年度 1 回のみ ・限度額 20 万円 ※小規模企業者は、初回の補助率 2/3、2 回目以降の補助率 1/2 となり、累計回数の制限はありませんが、1 年度 1 回のみです。
新市場開拓枠 （メイド・イン上越認証品が対象） （注 1）	上記事業のほか、バイヤーの招へいがある物産展その他今後の商談が見込まれる物産展に出店する事業	物産展を除く見本市等 ・一般枠と同じ 物産展 ・製品輸送費 ・販売促進資材費 ・販売補助員費（マネキン代） ・旅費	・補助率 2/3 ・一認証品毎に 3 回まで利用可能 ※但し、同一年度に認証を受けた複数の認証品は一つの認証品とみなします。 ・限度額 20 万円

（注 1）「新市場開拓枠」は、「メイド・イン上越」に認証された商品を見本市等に展示する際に利用できます。

（注 2）多数のアクセスが見込まれ、出展が新規販路の開拓に資すると認められ、販売を伴わず、かつ、申請者でない者が主催するものをいいます。

（注 3）消費税及び地方消費税等は補助対象外です。また、オンライン上で開催される見本市等の場合、小間料を対象とします。ただし、小規模企業者は小間料のほか、出展ページ作成料、出展ページに掲載するコンテンツ作成料及び出展に必要な製品輸送料を対象とします。

○ 申請方法

- ・見本市等への出展申込前に申請してください。
- ・制度の詳細は上越市ホームページに掲載していますので、確認の上申請してください。
- ・申請に必要な書類の様式は上越市ホームページからダウンロードできます。

【 申請・問い合わせ先 】

上越市産業部産業政策課 上越ものづくり振興センター

〒943-0821 上越市土橋 2554 上越市市民プラザ 2 階

T E L : 025-522-2666 F A X : 025-522-2678